

期日前投票制度

期日前投票は、投票日当日に用事などで投票所へ行くことができない人が投票日の前日までに投票することができる制度です。

投票日当日に投票所に行けない理由を申し立てるとともに、その申し立てが真正であることの「宣誓書」を提出して投票することになります。投票所入場券の裏面が「宣誓書」になっていますので必要事項を明記の上、持参してください。

なお、以下の全ての期日前投票所で投票できますが、会場によって投票できる日時が異なりますので、注意してください。

期日前投票所	期間	時間
市役所本庁舎1階市民交流エリア屋内広場(パタ崎さん家) (古川七日町1-1) 各総合支所	4月13日(月)~18日(土)	8時30分~20時
パレットふるしんホール(大崎生涯学習センター)(古川穂波3-4-20)	4月14日(火)~18日(土)	9時~19時
向山集会所(鳴子温泉字通原268)	4月15日(水)	10時~14時
寒湯生活改善センター(鳴子温泉鬼首字高剥14)	4月16日(木)	
鬼首基幹集落センター(鳴子温泉鬼首字原43-1)	4月16日(木)・17日(金)	8時30分~17時

市役所本庁舎周辺マップ



親子で投票所にGO!

公職選挙法の一部改正により、平成28年から投票所に同伴できる子どもの年齢が「幼児」から「18歳未満」に拡大されました。

市選挙管理委員会では、子どもが選挙を身近に感じられる取り組みとして、市内の小学校在学する児童を対象とした選挙に関するクイズを実施します。

クイズには、各投票所で配布するチラシの二次元コードから参加でき、正解者には抽選で記念品が当たります。この機会に、親子で投票所に行ってみませんか。



『投票は あなたの意志の 証明書』

大崎市長選挙・大崎市議会議員一般選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎23-9124

あなたの投じる一票が、大崎市の明るい未来につながります。
満18歳以上の人は、棄権することなく、清く正しい一票を投じましょう。

投票日時 4月19日(日) 7時から19時まで
※鳴子温泉地域は18時までです。

投票所 入場券に記載された投票所を確認してください
※4月19日(日)は、入場券に記載された投票所以外では投票できませんので、注意してください。

開票日時 同日 20時45分から

開票所 タカカツアリーナ大崎(古川総合体育館)



▲市ウェブサイト

投票できる人

年齢が満18歳以上平成20年4月20日以前に生まれた人で、大崎市に令和8年1月11日以前から居住する、大崎市の選挙人名簿に登録されている人が投票できます。他の市町村から転入した人は、1月11日までに転入の届け出を出している必要があります。また、投票日前に大崎市から転出した人は投票できません。

市内で転居した人

3月25日以前に転居の届け出をした人は、転居先の住所地の投票所で投票してください。3月26日以降に転居の届け出をした人は、前の住所地の投票所で投票してください。

投票所入場券の発送

投票所入場券は、4月10日(金)をめどに順次発送します。届いたら記載された内容をよく確認してください。なお、入場券が無くても受け付けが可能です。紛失、また

は忘れた場合は、投票所の係員に申し出てください。

選挙公報の配布

候補者の氏名・経歴・政見などを記載した選挙公報を、4月17日(金)までに行政区長を通じて各世帯に配布します。

代理投票・点字投票

体の不自由な人や字を書くことが困難な人のための「代理投票制度」や、目の不自由な人のための「点字投票制度」があります。利用したい場合は、投票所の係員に申し出てください。

不在者投票制度

投票日当日に、次のいずれかに該当する人は、不在者投票ができます。

- ▼出張・旅行などで大崎市以外に滞在している場合
- 潜在先の市区町村の選挙管理委員会が投票ができます。
- 希望する場合は、大崎市選挙管理委員会に、投票用紙などの必要書類を早めに請求してください。

なお、滞在先の市区町村で選挙が行われていない場合は、平日の執務時間中の受け付けとなりますので、注意してください。

請求は、選挙管理委員会事務局(〒989-1618 古川七日町1番1号 市役所本庁舎4階窓口、郵送または大崎市公式LINE※)で行えます。

- ※LINEでの請求期限は、4月15日(水)17時までです。
- ▼病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している場合
- 不在者投票指定施設で投票を行う場合は、入院・入所している施設に、不在者投票を行いたい旨を申し出てください。
- ▼障がいのある人が郵送で投票する場合
- 体に重度の障がいがある人などが郵送で投票を行う場合は、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月15日(水)17時までに所定の様式で投票用紙などの請求をしてください。

